

業務の運営に関する規程

第1 求人

1. 当社は、国内・全職種に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
2. 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来社されて、所定の書式により、お申込みいただくのを原則とします。直接来社できないときは、郵便、電話、ファクシミリ、電子メール又は当社ホームページからでも差し支えありません。
3. 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。
ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

第2 求職

1. 当社は、国内・全職種に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
2. 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。

第3 紹介

1. 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
2. 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
3. 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。
ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用電子メール等による明示ができないときは、あらかじめ

それらの方法以外の方法により明示を行います。

4. 求職の方を求人者に紹介する方法は、都度、当社より詳細をお伝えいたします。
5. いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
6. 当社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
7. 就職が決定しましたら求人された方から別表の「手数料表」に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 その他

1. 当社は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
2. 当社の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から当社に対して、その報告をしてください。
また、当社の職業紹介により期間の定めない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から当社に対して報告してください。
3. 当社は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
4. 当社が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。
また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、当社が当該情報が正確、最新ないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
5. 当社は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
6. 当社の取扱職種の種類等は、国内・全職種です。
7. 当社の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。当社の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は担当者にお問い合わせください。

2021年10月7日

代表者：代表取締役 岡本俊太郎

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	<p>成功報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 当該求職者の理論年収の 40%を上限として、求人者と合意した金額とします。 手数料の負担者は求人者とします。 ・ 期間の定めのある雇用契約の紹介の場合 当該求職者の雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金の 40%を上限として、求人者と合意した金額とします。 手数料の負担者は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス	<p>成功報酬</p> <p>当該求職者の理論年収の 40%を上限として、求人者と合意した金額とします。 手数料負担者は求人者とします。</p>

※ 上記手数料には消費税は含まれておりません。

※ 求職者の方の手数料負担はございません。

※ 紹介手数料の返戻金制度については、下記の通り設定しております。

- ・ 入社後 1 ヶ月以内に、当該人材本人の責に帰すべき事由により解雇、自己都合退職又は契約解除となった場合：成功報酬の 80%相当額を返戻
- ・ 入社後 3 ヶ月以内に、当該人材本人の責に帰すべき事由により解雇、自己都合退職又は契約解除となった場合：成功報酬の 50%相当額を返戻

ただし、求人者の責に帰すべき事由に起因する退職の場合、求人者の都合による解雇若しくは採用取消、又は当該人材本人の死亡等の不測の事態による退職の場合は、適用除外とします。

また、求人者との契約において、上記と異なる取り決めを行う場合がございます。